

【会員総会 資料】

会則等変更の目的

昭和45年（1970）制定以降、「会則」の変更は行なわれず、内規規定書の一部改定（最新は平成18年）があるのみでした。会則は、長年の間に運営実態から離れて行き、そのため、読み替えを要したり、慣例を是認したりしています。

その是正のためには、会則等を現状に合わせる改定を要します。

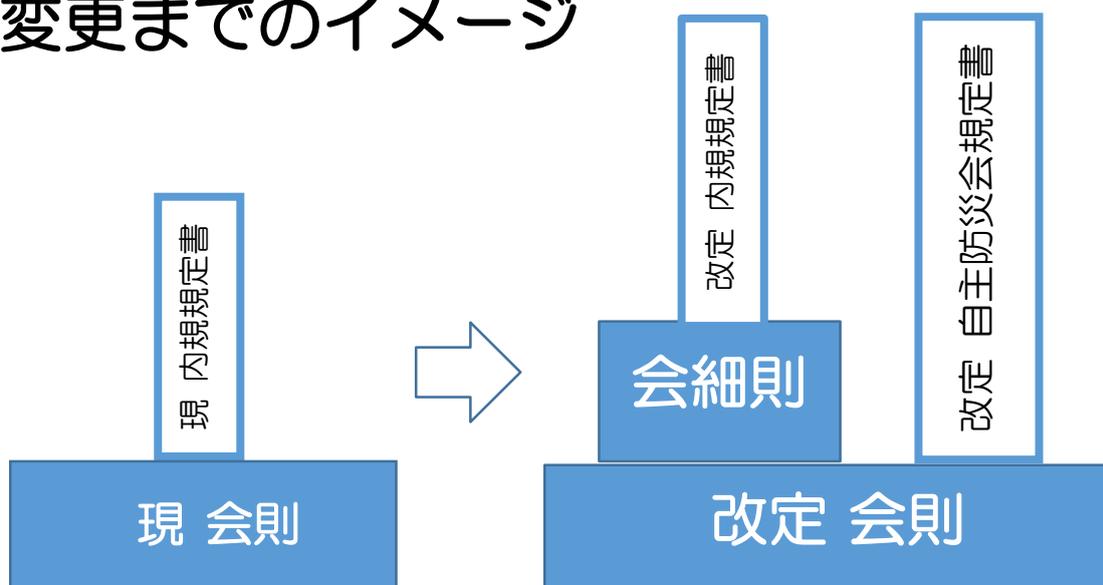
変更する会則等の構成

「会則」は、なるべくならば変更しないで済むことが望ましいですが、町内会の円滑な運営のためには、時宜に合わせる変更も求められます。

この変更頻度の異なる定めを一つの「会則」に同舟させることは無理があり、これまでの2層構成（会則と内規規定書）の限界です。しかも、「会則」の変更ができる場合は、年1回開催の会員総会のみであり、時宜に合わせる変更の障害となります。

そこで、3層構成（会則、会細則と内規規定書）として、町内役員会で変更できる会細則を介在させることにより、時宜に合わせて、町内会活動を円滑で途切れることなく支えることができるようにします。

変更までのイメージ



以上